

新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第 2 6 号

新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 1 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 号を次のように改める。

（2） 機能別団員 市長が定める特定の消防事務に従事する団員をいう。

第 3 条に次の 1 号を加える。

（4） 市長が別に定める資格（機能別団員に限る。）

第 6 条第 2 項を次のように改める。

2 団員の定年は、年齢 7 0 歳とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。